



鳥取県公報

令和5年10月13日(金)
第9538号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除（2件）（488・489）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（490）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（491）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（総合療育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市鹿野町水谷字土落1110の1から1110の5まで、字御崎谷1114の2、1114の3、1114の5、1114の6
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北栄町田井字灘浜494（次の図に示す部分に限る。）
- （2）保安林として指定された目的
風害の防備
- （3）解除の理由
公共施設用地とするため
- 2（1）解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北栄町田井字灘浜494（次の図に示す部分に限る。）
- （2）保安林として指定された目的
公衆の保健
- （3）解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第490号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年10月6日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町

鳥取県告示第491号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 委託の相手

株式会社米子木材市場

2 委託期間

令和5年9月21日から令和6年3月31日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年10月13日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年11月5日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和5年11月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和5年11月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
令和5年11月19日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年11月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和5年11月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年11月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和5年11月28日 午前9時から正午	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

まで				
----	--	--	--	--

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年10月13日

鳥取県立総合療育センター院長 汐 田 まどか

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立総合療育センター電子カルテ等医療情報システム再構築及び運用保守等業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和5年9月5日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | セコム山陰株式会社
島根県松江市北陵町34 |
| 5 落 札 金 額 | 162,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和5年7月14日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立総合療育センター事務部
米子市上福原七丁目13-3 |